



山梨県電気機械器具製造業最低工賃の改正決定に係る
山梨地方労働審議会の意見に関する公示

山梨労働局一般公示第1号

令和5年2月9日山梨地方労働審議会から山梨県電気機械器具製造業最低工賃の改正決定について意見の提出があったので、家内労働法（昭和45年法律第60号）第9条第1項の規定により、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、当該最低工賃の改正決定に異議がある関係家内労働者又は関係委託者は、同法第9条第2項の規定に基づき、令和5年2月24日までに、山梨労働局長（甲府市丸の内1-1-11山梨労働局賃金室）あて別紙様式により異議申出をされたい。

令和5年2月9日

山梨労働局長
生方 勝

記

山梨県電気機械器具製造業最低工賃を次のように改正決定すること。

山梨県電気機械器具製造業最低工賃

- 1 適用する家内労働者
山梨県の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者
前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額
次の表の品目欄、作業工程欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品目	工程		規格	金額
ビニル線	端末加工	より及び 予備はんだ付け	しん線の断面積が 0.3平方ミリメートル以上2.0平方ミリメートル以下のもの	1か所につき 59銭
コイル	からげ(1か所につき、4回以内からげて切るものに限る)		線径0.3ミリメートル以上1.2ミリメートル以下のもの	1か所につき 89銭
コネクター	差し(リード線の端末に取り付けられた端子をコネクターに差し込むことをいう)			1端子につき 56銭

4 効力発生の日
法定どおり

異議申出書

令和5年2月9日貴殿が公示した山梨県電気機械器具製造業最低工賃に係る山梨地方労働審議会の意見について異議があるので家内労働法第9条第2項の規定により下記のとおり異議を申し出る。

記

異議内容

異議の理由

令和 年 月 日

申出者

住所

氏名

印

山梨労働局長 生方 勝 殿